

◎新潟県告示第1104号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 欠之上、川窪、君婦、野田の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 芋鞆、横根、穴沢、田小屋、平野又の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 小平尾の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜、大字次第浜の各一部

2 認証年月日

平成29年9月28日